

議案第51号 説明資料

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号)</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>(請求に対する決定)</p> <p>第18条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日(訂正請求等にあつては30日)以内に、当該請求に対する決定をしなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定により訂正請求等の全部又は一部につき応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に係る保有個人情報について、必要な範囲で訂正し、又は利用停止等を行しなければならない。この場合において、当該保有個人情報を当該実施機関以外のもの(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に提供しているときは、そのものに対しての通知その他の必要な措置を講じさせなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>第19条～第32条 略</p> | <p>○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号)</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>(請求に対する決定)</p> <p>第18条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日(訂正請求等にあつては30日)以内に、当該請求に対する決定をしなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定により訂正請求等の全部又は一部につき応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に係る保有個人情報について、必要な範囲で訂正し、又は利用停止等を行しなければならない。この場合において、当該保有個人情報を当該実施機関以外のもの(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に提供しているときは、そのものに対しての通知その他の必要な措置を講じさせなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>第19条～第32条 略</p> |